

繊維製品3Rシステム検討会報告書

平成23年6月

製造産業局繊維課

目 次

1. 繊維製品 3 R システム検討会設置の背景	2
2. 繊維製品 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の現状と必要性	3
3. 繊維製品の 3 R を進めるに当たっての課題	4
4. 繊維製品の 3 R 推進に向けた基本的な視点	4
5. 繊維製品の 3 R の各段階における具体的な取組み	7
6. 今後の繊維製品 3 R の推進策案について	11
○ 繊維製品 3 R システム検討会委員名簿	14
○ 繊維製品 3 R システム検討会開催実績	15

繊維製品 3 R システム 検討会 ・ 報告書

1. 繊維製品 3 R システム 検討会 設置の背景

繊維製品の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）については、平成 13 年 9 月に「繊維製品リサイクル懇談会報告書」（平成 13 年 9 月）が取りまとめられ、「繊維製品リサイクル推進会議（仮称）の設置」が提言された。同報告書を受け、「繊維製品 3 R 推進会議」として、平成 13～17 年の 4 年間に渡る議論を経てから現在まで、繊維製品 3 R に係る検討は繊維業界の動向等を注視しつつ、その再開の機会を模索していたところである。

この間、原油価格の高騰に象徴されるように資源確保競争の深刻化を意味するものであり、天然資源等の乏しい我が国は、天然資源等を効率的に利用し、極力、資源の有効利用を行いつつ、経済成長と国際競争力の維持・強化を図ることが必要と考える。既に、平成 12 年には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、同法は「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、「循環型社会」を形成することを目的としており、改めて同法の精神を汲んだ取組が必要であると考えられる。

同様に、消費者の意識の高まりも、地球温暖化対策や生物多様性保全等の環境問題へ向かい、資源の有限性を意識した経済成長・発展を目指したグリーン経済を希求するなどの動きにも現れているかにも見られる。

このように、繊維産業を巡る経済社会情勢は複雑化をたどる一方であり、国際競争力の維持・強化と環境問題等への対応が必然的に求められており、繊維・ファッション産業にとって生命線である「自由闊達さ」や消費者の多種多様なニーズに対応するための「創造力」を最大限に発揮するためにも、「消費者市民」^{（注 1）}が看過し得ないと考えられる繊維製品 3 R の取組についての検討が必要となったところである。

足元、国内に眼を転じれば、環境白書によると、廃棄物の最終処分場の逼迫状況は、一般廃棄物又は産業廃棄物の残余年数はそれぞれ微増傾向、減少傾向にあり、排出量が多いと見られる繊維製品の最終処分量はほぼ横ばいとなっている。楽観的には、廃棄物最終処分場の逼迫問題から繊維製品 3 R の取組に対する社会的要請が高まるとは言えないものの、繊維産業としては、循環型社会の形成を視野に入れた取組を検討し、消費者市民化する社会の進捗を見据えた上で、繊維製品 3 R の取組も要求される可能性が高いことを念頭におくことが必要である。（参考資料①②）

本検討会は、繊維製品の3R推進のための関連技術の開発動向や繊維製品3Rの先進的な取組事例を踏まえつつ、繊維課長の私的検討会として、昨年3月に「繊維製品3Rシステム検討会」を設置したところである。本検討会では、以降7回にわたり、衣料品を中心に繊維産業の各段階毎に議論を行い、まだ制約条件は多いものの、繊維製品3Rの推進に向けた取組の可能性を検討した。また、繊維関係業界8団体（(社)日本アパレル産業協会、日本羊毛紡績会、全日本寝具寝装品協会、日本カーペット工業組合、日本紡績協会、日本被服工業組合連合会、日本化学繊維協会、日本繊維輸入組合（(社)日本貿易会））が作成した3Rのアクションプランのフォローアップを実施することで、各繊維関係業界団体における取組を確認したところである。

（注1）「自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるとしても、消費や社会生活、政策形成過程などを通じて地球、世界、国、地域、そして家族の幸せを実現すべく、社会の主役として活躍する人々」のこと。（内閣府平成20年度版国民生活白書参考）

2. 繊維製品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の現状と必要性

平成21年度の（独）中小企業基盤整備機構「繊維製品3R関連調査事業」報告書によると、繊維製品全体の排出量は、171.3万トンであり、その内訳は衣料品が94.2万トン、カーテン29.6万トン、カーペット32.9万トン、タオル15.2万トン、ふとん26.1万トンとなっている。繊維製品全体のリサイクル率は9.5%、リユース率は10.0%、リペア率は2.6%となっており、仮にこれらを3Rとして捉えると、繊維製品の3R率は22.1%となる。うち、衣料品については、リサイクル率は11.3%、リユース率は13.4%、リペア率は1.6%の合計により、3R率は26.3%となっている。（注2）

繊維製品3Rの取組は、繊維業界の積極的な企業の取組が多く見られるようになっており、「繊維製品リサイクル懇談会報告書」をまとめた平成13年の繊維製品全体の3R率は、推計方法の差異があるものの10%程度という数字がでており、ここ10年で促進されつつあると考えられる。

（注2）「リサイクル」…一度、所有者（家庭/事業所）の手を離れた繊維製品のうち、本来の製品から形を変えて利用されている量。

「リユース」…一度、所有者（家庭/事業所）の手を離れた繊維製品のうち、本来の製品から形を変えずに利用されている量。

「リペア」…所有者の手を離れずに本来の製品から形を変えて利用されている量。

3. 繊維製品の3Rを進めるに当たっての課題

繊維製品の3R推進を困難にしている要因として、「繊維製品リサイクル懇談会報告書」（平成13年9月）においては、「①素材の複合度の高さ、②製品の多様性（種類、色等）と高いファッション性、③進まない再生用途の拡大、④複雑な生産・流通構造」を指摘しており、かつ、「これらの多くは、繊維産業がこれまでも消費者の様々なニーズに対応し、多様な製品を供給するという役割を担ってきた結果として、生じてきたものであることに留意する必要がある」との前提に立っている。これらの主にリサイクルに係る課題は10年を経過した現在も変わっていないと考えられる。結果、繊維製品の回収、処理、再利用の面で、コストを要することが大きな課題となる。また、有害物質等を排出する恐れのある家電等と異なり、繊維の廃棄物は大きく社会問題化していない。これらを踏まえ、繊維製品の3Rシステムを検討するに当たり、基本的な視点を次に整理する。

4. 繊維製品の3R推進に向けた基本的な視点

繊維製品の3Rシステムを設計するため、以下の4つの視点から具体的な検討を行った。繊維産業各段階の企業が繊維製品3Rへの取組を意志決定する制約条件として①法律（規制）、②市場（価格）、③社会の規範（普及啓発）、④アーキテクチャ（architecture：人間の行動を制約したり、ある行動へ誘導したりするような社会構造・設計と定義）に整理した。前提として、これらの4つのバランスによって、現状の繊維製品の3Rが成り立っていることを踏まえると、一つの制約条件を単純に強化することは繊維製品3Rを後退させることにも繋がりがねないため、制約条件の整合性に配慮することが必要であると考えられる。

（1）法律（規制）

我が国において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）は、その前身である清掃法制定以来、公衆衛生の向上や公害問題の解決に貢献するとともに、循環型社会の形成に繋がる繊維製品の3Rシステムを構築するためにも遵守が求められる重要な法律である。同法は、歴史的経緯を鑑み、故繊維業者を「専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの収集又

は運搬を業として行う者」として、市町村長・都道府県知事による収集又は運搬の許可を不要とする特例を設けている。本特例においては、専ら業者だけでなく、繊維製造事業者等が回収する場合もあるという解釈が、平成21年3月31年に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」によって示されているものの、市町村にこの解釈が統一されていないこと、又は、自社で回収した故繊維が専ら物でよいかどうかの判断基準の曖昧さから、専ら業者以外が回収に取り組むことへの参入障壁となっている。そのことから、広域に回収する際に、環境大臣の認定を取得することで、各市町村の許可を不要とする広域認定制度の対象となる一般廃棄物の枠に繊維製品を指定するよう要望（注3）があり（反対意見もある）、その意見を踏まえ、今般廃棄物処理法の運用において環境省により、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃衣類等を追加することに対するパブリックコメントが行われたところである。（平成23年3月15日～4月15日）

（注3）平成22年10月14日、日本経団連の規制改革要望書

また、資源有効利用促進法の品目指定等の法制度による規制強化については、廃棄繊維が大きな社会問題化していない中、結果として事業者や消費者等に費用的負担を強いることは、現時点では時期尚早であると考える。

（2）市場（価格）

繊維製品の3R市場は、古くからのウエス、フェルト、作業手袋等の再商品化に加え、近年は輸出中古衣料のマーケットも受給のバランスの下、一定の市場が形成されてきた。また、リサイクル需要を伸ばすためにも、グリーン購入法も活用されてきた。

しかしながら、廃衣類等を工業・化学原料としてとらえた場合、繊維製品は混紡・交織等を駆使して製品化しているものが多く、綿、毛、絹等の天然繊維、ポリエステル、ナイロン等の合成繊維等を一括して処理し、原料別に分解処理する技術は確立されていない。単一素材においても、近年は繊維製品の技術的進展が見られ、綿からエタノールを抽出するケミカルリサイクルが可能になったが、コスト等の面でまだ実用化は図られていない。

更なる3R促進のためには、リサイクル用途を含めた技術革新、余分に発生するコストの低減が必要だが、現状では技術的・社会的に難しい。

（3）規範（普及啓発）

消費者は地方自治体の分別回収に積極的に協力するなど、循環型社会形

成の3R推進に参加する意志は強く持っている。しかし、現状では繊維製品の3Rの必要性、メリット、デメリット、可能性、限界などに関する情報を十分には有していない。今後、一層の3Rを目指す上で、意識の高い消費者（消費者市民）に対し繊維製品3Rシステムの明確なフレームを示した上で、それらの情報を十分に提供することが効果的な普及啓発のための活動になると考える。

（４）アーキテクチャ（architecture）

繊維製品は多種多様であり、その3Rは、繊維製造事業者、流通事業者、故繊維業者等の実施者が多種多様なシステムを試行しながら、自由闊達な事業活動の一環として推進されることが望ましいと考えられる。繊維製品3Rを進めるためには、個々の事情に応じて前に述べた法律・市場・規範以外でどのようなアーキテクチャを構築すればよいのか検討することが必要である。

繊維製品の3Rを促進するためには、衣料品毎に多種多様で柔軟な回収方法を念頭に置いてシステムを構築することが必要である。また、回収システムを構築する際には、故繊維業者、非営利団体、地方自治体等の知見を活用し、協力を仰ぐことが必要であり、個々の製品特性に応じた3Rシステムを構築することが必要であると考ええる。

アーキテクチャの具体例・好例では、①消費者に明確な出口を示した上で、複数の大手流通事業者等が店頭回収を行った故繊維を再生事業者と連携して繊維製品のリサイクルを行った事例、②単一素材の繊維製品を製造事業者が中核となり、流通事業者等のグループ企業との連携により繊維製品のリサイクルを推進した事例、③複数の故繊維業者と非営利法人の連携により、消費者への普及啓発を兼ねた繊維製品3Rを推進した事例などが挙げられる。

5. 繊維製品3Rの各段階における具体的な取組

「循環型社会形成推進基本法」では、処理の優先順位として発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収→適正処分という順位が定められている。（注4）本文でも、この流れに則って記載を進めていく。

（注4）循環型社会形成推進基本法（抜粋）

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

（1）リデュースの現状と課題

①生産段階でのリデュースの推進

日本化学繊維協会では、オイルショック以後から工場が発生する繊維屑の減量化等に取り組んできところ。同協会「アクションプラン」によると、「リデュース(繊維屑発生量)」は5.7万トン(2001年)から3.3万トン(2008年)となっており、アクションプランのフォローアップにおいても、繊維屑の減量化の面ではかなりの部分で進捗がみられる。

同様に、日本羊毛紡績会においても、紡績工程において発生する繊維屑の廃棄量が、全体の3%から1%以内に削減するなどリデュースを促進、また、日本紡績協会においても、紡績工程において発生する落ち綿を生産管理の強化により減量させ、落ち綿の発生量が、2002年から2007年までで32%以上減少した。

②流通段階でのリデュースの推進

繊維製品リサイクル懇談会においても流通段階でのリデュースの推進が求められたところ。現在、生産や流通を効率化し、ロスを大幅に削減するために、繊維産業ではSCM化（注5）、IT化を推進しようとする取組がある。しかし、繊維産業では多段階の工程間で情報が分断されているケースが多く、今後は川下と川中・川上との真のコラボレーションが望まれる。

（注5）サプライ・チェーン・マネジメントの略で、メーカーや卸、小売など複数の企業が、生産計画や在庫情報、需要予測、物流情報、販売実績などの情報を密に共有し、消費者の購買動向の変化に迅速に対応できる生産・流通体制を確立し、在庫や生産・物流のリードタイムを削減することを目指す手法。

③消費段階でのリデュースの推進

流行の移り変わりが激しく、ファストファッション化という流れも進む昨今、消費者段階でのリデュース化（購入抑制）は図りにくい。一方、消費者の環境への関心が高まっているのも事実であり、様々な動きが見られる。

具体的な事例としては、昨年よりNPO法人やファッション関連学会等により、着られなくなった衣類、思い出の衣類等、タンスに眠っている衣類のデザイン・サイズをリファッション（お直し）して再度着用する取組が開始された。今後も継続してリファッションという概念を普及させていくべくリファッションやファッションビジネスに精通した講師による講演や、学生の取組等を発信するイベントが開催された。

（2）リユースの現状と課題

古着業の段階でのリユースの推進

①国内市場

古着ショップで扱われる衣類には、消費者の店頭（リサイクルショップ）への持ち込みや、故繊維業として集められた衣類がある。故繊維業者が回収したうちの、約5割程度が古着として販売（内2～3%が国内）と言われている。商業統計によると、中古品小売業（骨とう品を除く）（注6）の販売額は、平成9年には、90,812百万円に対し、平成19年度には345,234百万円と大きな伸びを示しており、中古市場の活発化が伺える。上述のとおり、循環型社会形成推進基本法によると処理の優先順位として発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分と定

められていることも鑑み、再使用（リユース）市場の積極的な活用が期待される。なお、全国的に古着ショップを営むある企業の買取量を例に挙げると、調査対象店が各年違うものの、2008年度には引き取った衣類の量が前年比221%増、2009年度には188.8%増、と報道されている。

実際の古着の市場では、ファッションを重視したスタイルと、「実需の古着」と呼ばれるファッション性よりも実用性を求める地域密着型のリサイクルショップとに大きく二分される。回収さえすれば、一部品質の良い物を日本で販売し、残りを海外に輸出するため、実質に廃棄処分されるのは数%程度と想定されている。

（注6）主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。

②海外市場

日本の古着は高品質であると、海外での評価は高い。大きくは、ビジネスとして輸出されるもの、援助として輸出されるものの2通りに分類される。実際の古着輸出量は年々増加傾向にあり、2000年では6.9万トンであった輸出量が、2009年には12.8万トンになっている。日本からの輸出はほぼ全量が東南アジアに輸出されている。

（3）リサイクルの現状と課題

素材によって、適切なリサイクル方法が異なるケースがある。従って、その衣類に適したリサイクル方法を消費者に示すことにより、廃棄手段の選択が可能となり、効率的なリサイクルに繋がると考えられるが、衣料品に適切なリサイクル方法のマーク等を付して販売したとしても、繰り返しの洗濯等で廃棄する頃には表示がうすれ、見えなくなったり、明確な出口（回収方法や技術の開発状況）と結びつかずなったりと、多くの課題が存在している。

①生産段階でのリサイクル

リデュースの促進と相まって、屑自体を減らす他、リサイクルして再利用し、廃棄物の量を少なくしている動きがある。日本化学繊維協会は熱回収を含むリサイクルにより、リサイクル率を93%（2001年）から96%（2008年）に向上させ、「産業廃棄物委託処分量」は4,000トンから1,200トンに減少させている。また、日本羊毛紡績会では、繊維屑を紡毛原料に再利用する取組、日本紡績協会においても、落ち綿を再利用する取組が推進されており、今後も、現水準を向上させるための積極的な取組が期待される。

②消費者による消費後のリサイクル

1) マテリアルリサイクル

マテリアルリサイクルとは、廃棄物を再び原料に戻し、新たな製品にリサイクルする方法を指す。素材を問わず、主に反毛、ウエス、ユニフォーム、手袋等に用いられる。一部、ポリエステル製ユニフォームを販売し、使用後回収、ペレット化してハンガー、中綿等に再生するマテリアルリサイクルも実施されている。

具体的な事例の一つとして、使用済みの制服・作業服等を軍手によみがえらせるマテリアルリサイクルが実施されており、新規製造品よりも再生系を使うことで製造にかかるCO₂の発生も大幅に抑えられるという特徴をもつ取組もある。

しかし、衣料品は素材もきわめて多様であったり、ボタン等の付属品がついていることにより、再び原料に戻すのに手間とお金の両面からコストがかかっている。この課題をクリアするには、環境配慮設計された易リサイクル製品の拡大が望まれる。また、現状では用途・需要が限られていることもマテリアルリサイクルの促進を阻んでいる。

2) ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルとは、廃棄物をそのままではなく、化学反応により組成変換した後にリサイクルする方法を指す。原則、単一素材の製品がリサイクルに適するが、一部には素材を問わずコークス原料等となるものもある。

ケミカルリサイクルの主な事例としては、不要になったナイロンやポリエステル素材の制服等衣類を回収し、化学反応させた後に再度系に戻し製品化する取組や、消費者が店頭などに持ち込んだ衣料品を回収し、バイオエタノールやコークス、炭化水素油等にリサイクルする取組（FUKU-FUKU プロジェクト）が行われている。店頭回収し、バイオエタノールにする取組は、平成21年度までは国の委託事業として遂行されていたが、現在は企業の自主的な取組として遂行されており、企業と消費者の環境に対する意識の高まりを読み取ることが出来る。

また、平成22年度の国の委託事業の中では、前年度課題を残したバイオエタノールにする技術開発に加え、焼却する際にガスを発生させ、そこからエタノールを抽出する技術開発を実施した。後者においては、衣類の素材・形状を問わずリサイクルすることが出来

ることが判明し今後の展開が期待される。

このように大きな進歩は見せつつも、マテリアルリサイクルと同様、一部のリサイクル技術以外は複合素材によるリサイクルの困難性、またその分別等に要するコストに係る課題をクリアしなければならない。

3) サーマルリサイクル

サーマルリサイクルとは、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法を指す。素材を問わず、主にゴミ焼却熱利用や、RPF・RDF（化石燃料の代替）として利用される。

有効な資源である繊維を焼却し、その廃熱を利用するサーマルリサイクルよりも、資源は資源として再利用できるリサイクル処理がまずは期待される。また、消費者も燃やされるという出口よりも、再商品化される技術により3Rのモチベーションを感じており、サーマルリサイクルの推進に対しては慎重に検討する必要がある。マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルとのバランスを取ることが必要と考えられる。

6. 今後の繊維製品3Rの推進策案について

上記を踏まえ、繊維産業等における繊維製品3Rを積極的に推進する企業、NPO等の取組を支援することが適切と考え、以下の基本的方針の下、具体的な支援を行っていくこととしたい。

(1) 3R推進のための基本的方針

- ①繊維製品の3Rは、現状でも3Rの取組事例は多く見られることから、現在より少しでも3Rを進めることを目標とする。
- ②3R関連技術、回収、コストなどの現状を踏まえ、現段階では、繊維製品3Rについては、強制（義務）ではなく、促進という考え方で取り組む。
- ③関心を有する者が自由な発想で柔軟に繊維製品3Rに取り組める環境を整備し、効果的・効率的な繊維製品3Rを促進する。その為には、繊維製品3Rの意義について理解を深めることを目指し、繊維製品3Rに

関して、できるだけ客観的・科学的な分析・データ整備を図る。

(2) 具体的な支援策案

①多種多様なリサイクルシステムの構築

繊維製品のリサイクルシステムの多様性を確保するため、廃棄物処理法の運用の統一化(専ら業者でなくても、廃棄物の収集等に関して、市町村等の許可が不要であること等)や廃衣類等が広域認定制度の対象として追加されることを想定した検討を引き続き行う。

②リサイクル技術の開発支援

コスト競争力のあるリサイクル技術の開発支援(例:素材を選ばない(分別する必要のない)リサイクル技術の高度化)や、地域(回収量)に応じた技術の開発支援をすることで、出口が広がり、長期的な3Rの環境作りを目指す。

③3R関連情報の分析・データ整備

繊維製品の3Rを推進する目的整理、適切な3Rの検討、また現状の3Rを過去と比すためにも以下の客観的なデータを整備する。

- 1) CO₂削減効果分析(LCA調査)
- 2) 定期的な3R率調査
- 3) 素材毎に相応しい3Rルート(回収→技術→再生)の提示
- 4) 回収やリサイクルに係るコスト分析等のデータ整備

④3Rに係る各種啓発活動・情報発信の促進

- 1) 3Rの意義の発信(セミナーの開催等)や関連する法律の解釈の発信(専ら物の収集・処理には市町村の許可が不要であること、特に自治体により異なる解釈が存在する産業廃棄物か一般廃棄物の区分の扱いの整理)等により誤解の払拭をすることで、3Rに取り組みやすい環境を整備する。
- 2) グリーン購入法の活用など、環境配慮設計の製品、易リサイクル設計の製品の普及に努める。

⑤モデル事業の実施

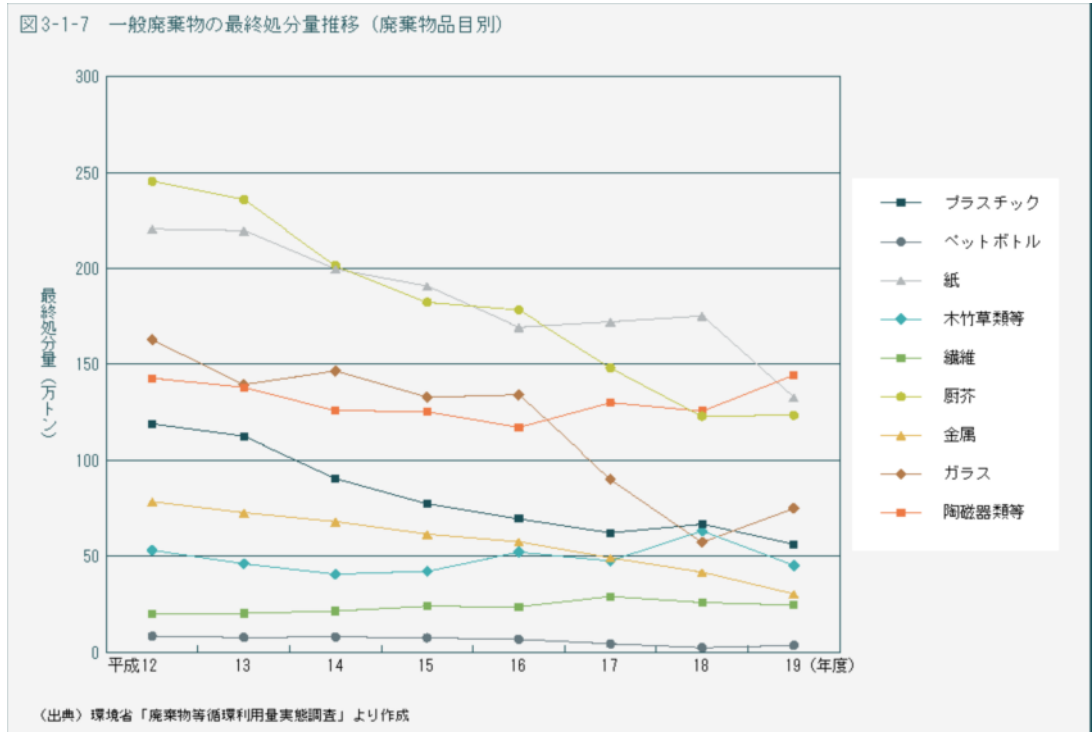
官民一体で3Rキャンペーン等を実施し、3Rを普及させる。

⑥民間事業者・自治体等の取組の表彰、後援

国が民間事業者や自治体等の取組の表彰・後援を行うことで、事業遂行の後押しをする。

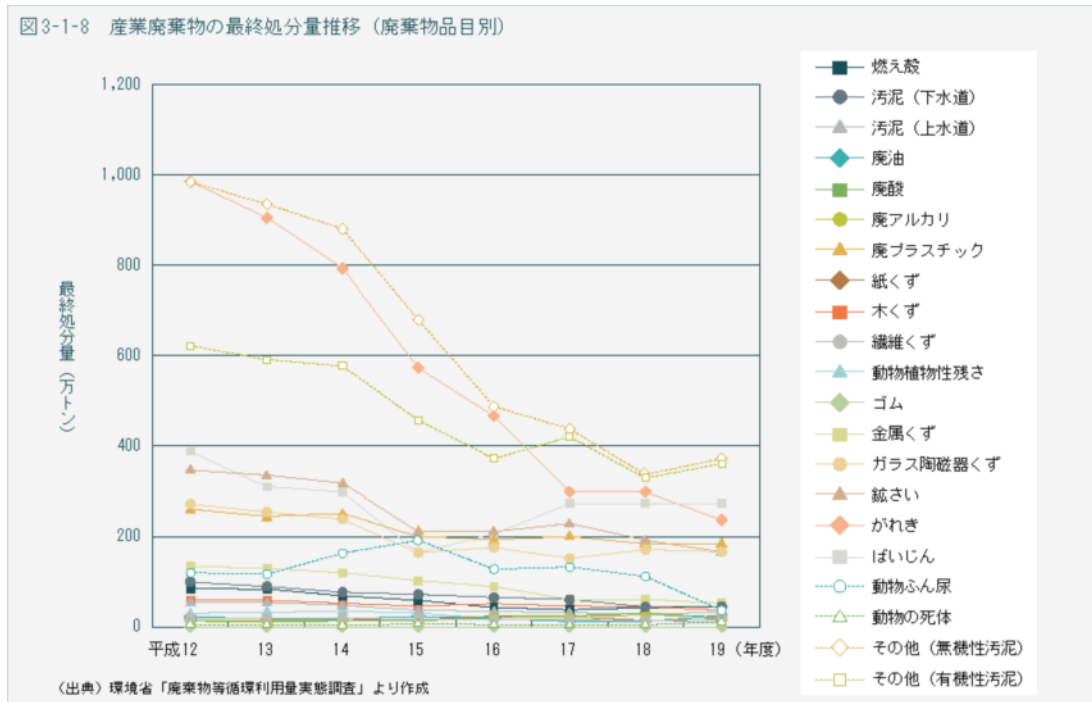
—以上—

<参考資料①>



出典：環境省『平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』

<参考資料②>



出典：環境省『平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』

繊維製品 3 R システム検討会委員名簿

※敬称略（五十音順）

氏名	役職
赤峰 貴子	株式会社良品計画企画室環境広報担当課長
飯塚 努	株式会社原宿シカゴ専務取締役
池田 裕一郎	帝人ファイバー株式会社経営戦略チーム
稲葉 敦	工学院大学環境エネルギー化学科教授
大橋 庸二	東レ株式会社繊維リサイクル室担当部長
木田 豊	特定非営利活動法人日本ファイバーリサイクル推進協会 理事長
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
鈴木 啓子	日本百貨店協会（高島屋 CSR推進室長）
中野 聰恭	ナカノ株式会社社長
畑崎 充義	株式会社ワールド社長室企画戦略推進部長
深野 元行	東京エコサービス株式会社業務部長

繊維製品3Rシステム検討会開催実績

第1回 繊維製品3Rシステム検討会（平成22年2月9日）

- 3Rに関わるプレイヤー（段階）の確認
- リサイクル技術の確認
- 3Rの必要性

第2回 繊維製品3Rシステム検討会（平成22年4月8日）

- 3Rの必要性
- 今後の繊維製品の3Rのあり方
- 目標を達成するための課題

第3回 繊維製品3Rシステム検討会（平成22年6月14日）

- 国の役割は何か。「規制」か「促進」か。
- 素材における論点（再生しやすい製品製造等）

第4回 繊維製品3Rシステム検討会（平成22年8月30日）

- 回収ルートについての整理と改善点
- 回収コストについて
- 企業が3Rに取り組む意義

第5回 繊維製品3Rシステム検討会（平成22年10月26日）

- リサイクルの技術的課題とコスト
- 消費者の意識、回収にかかる課題
- 法律上の課題

第6回 繊維製品3Rシステム検討会（平成23年1月14日）

- 消費者が3Rに積極的に参加するための方策について
- 報告書案について

第7回 繊維製品3Rシステム検討会（平成23年4月18日）

- 報告書案について